

新型コロナウイルス対策

(インドネシアにおける在留邦人向けワクチン接種(1回目)実施のお知らせ)

令和3年9月1日(総21第147号)

在デンパサール日本国総領事館

※当館注：本件ワクチン接種に関しては、在インドネシア日本国大使館にて取り纏めを行っておりますので、希望や質問等があれば、在インドネシア日本国大使館の専用受付(メール：eoj-vaccination@dj.mofa.go.jp)(電話：+62-21-2276-5195)(WhatsApp：+62-812-9657-6653)(電話及びWhatsAppの受付時間：ジャカルタ時間の平日9:00~12:00、13:00~16:00)までお願いします。

●インドネシアに居住する在留邦人の方々向けに、北ジャカルタにおいて、9月中旬の接種開始を目指し、インドネシア保健省によるアストラゼネカ社製ワクチンの無料接種が行われます。在インドネシア日本国大使館では、希望者の受け付けをメールで行います(締切りは9月6日(月)在インドネシア日本国大使館必着)。

●今回、接種可能な方は、(1)これまで1度もワクチンを接種していない方、(2)18歳以上の方、(3)ジャカルタまで自動車等陸路移動が可能な方、の全てに当てはまる方のみとなっています。

●当館管轄州にお住まいの在留邦人で、ジャカルタまで自動車等で陸路移動ができない方や、12歳以上17歳以下でワクチンの種類を問わない方も、接種の希望があれば、このメールの案内に従って希望を提出してください。追って、可能な限り接種機会がアレンジされるよう、在インドネシア日本国大使館から保健省と調整する予定です。(ただし、12歳以上17歳以下の方へのワクチン接種の可能性については、めどが立っていません。)

1. このたび、インドネシアに居住する在留邦人の方々向けに、北ジャカルタにおいて、インドネシア保健省によるワクチン接種が行われることとなりました。ワクチンの種類はアストラゼネカ社製、接種費用は無料(インドネシア政府負担)です。在インドネシア日本国大使館ホームページの関連情報も御確認ください。

2. 保健省からは、今回御案内するワクチン接種が可能な在留邦人は以下全てを満たす方のみとの指定がありました。既にインドネシアで1回目のワクチンを接種済みの方は、1回目と同じ場所で2回目のワクチン接種をしてください。日本国籍者の家族でインドネシア国籍の方も接種が可能ですが、保健省からは、できるだけ居住地の近隣等で一般のインドネシア人向けの接種を受けてほしいとの要請を受けています。

(1)日本国籍者及びその家族であり、これまでに1度もワクチンを接種していない方(他の種類のワクチンであっても、1回でも接種歴がある場合は不可。特にインドネシア国内で接種歴がある場合は、データベースに履歴が残っているため、受け付けられません。)

(2)18歳以上の方(インドネシアでは、18歳未満へのアストラゼネカ社製ワク

チンの接種は承認されていません。)

(3) ジャカルタまで自動車やバイクでの陸路移動が可能な方(ジャカルタへは空路移動が不可避である等、ジャカルタへの移動が困難な方は不可。)

3. ただし、以下の方について希望があれば、追って、可能な限り接種機会がアレンジされるよう、在インドネシア日本国大使館から保健省と調整する予定です。

(1) 12歳以上17歳以下の方で、アストラゼネカ社製以外のワクチンでも種類を問わないので接種を希望する方(ただし、現時点で接種のめどは立っていません。)

(2) ジャカルタまで自動車等で陸路移動ができない地方在住の方(可能な限り最寄りの地方都市で接種が可能となるよう、保健省と調整します。ただし、接種をアレンジできる地方都市に限られるほか、接種場所をアレンジするため、若干の期間を要する由です。当館管轄州でも、基本的には、ワクチンの種類はアストラゼネカ社製となる見込みです。)

4. 保健省からは希望者リストの提示を求められているため、上記2を満たす方や3に当てはまる方で、保健省によるワクチン接種を希望される方は、【記入例】ファイルを参照して【登録様式】ファイルに必要事項を記入し、在インドネシア日本国大使館の下記宛先に当該ファイルを添付しメールにて送付してください。

【登録様式】List of Vaccination Participants

(https://www.id.emb-japan.go.jp/list_of_vaccination_participants.xlsx)

【記入例】List of Vaccination Participants

(https://www.id.emb-japan.go.jp/list_of_vaccination_participants_example.xlsx)

◎締切り 9月6日(月) 必着

◎メール宛先 eoj-vaccination@dj.mofa.go.jp

◎記入上の注意

- ・送付はPDFではなく Excel ファイルで送付してください。
- ・【登録様式】ファイルのファイル名には、既存のファイル名に続けて、() にアルファベットで名前を入れてください(例:【登録様式】List of Vaccination Participants (Taro Gaimu))
- ・家族の分は申請者が代表してまとめて提出してください。会社で取りまとめて1つのリストで提出しても構いません。ただし、これらの場合は、各希望者のメールアドレスか携帯電話番号のいずれかをそれぞれ記入してください。(メールアドレスや携帯番号は予約手続きのために必要です。)
- ・ジャカルタまで自動車等で陸路移動ができない地方在住者及び12歳以上17歳以下で接種を希望する方は、今回の接種対象とはなりません。
- ・入力内容にミスがあると、その内容で接種登録されてしまうので、御注意ください。

◎在インドネシア日本国大使館に送付された個人情報の取扱い

- ・在インドネシア日本国大使館が保有する個人情報については、12月の第2回目のワクチン接種終了後、速やかに廃棄します。

・在インドネシア日本国大使館は、インドネシア保健省によるワクチン接種実施のため、必要な範囲内において適切に個人情報を持有及び利用します。法令に基づく場合を除き、インドネシア保健省以外の第三者への提供も含め、目的外に利用することはありません。

・漏えい、滅失又は毀損を防止するため、在インドネシア日本国大使館が保有する個人情報は厳重に管理します。

5. 今回の在留邦人向けの1回目のワクチン接種は、9月中旬からの開始を目指し、北ジャカルタの会場（タンジュン・プリオク港湾保健所の予定。）で行われる方向です。接種を希望された対象者の方には、後日、ワクチン接種予約手続きのための案内がメールにて送付されます。案内送付の時期については、改めてお知らせしますので、それまでお待ちください。

（1）予約は、パスポート番号のみでも可能ですが、インドネシア保健省からは、デジタル証明書の取得のためには、住民登録番号（N I K）が必要になると言われています。N I Kがない場合、ワクチン接種証明書は書面のみで発行されるとのことです。N I Kをお持ちでない方は、最寄りの住民局（Catatan Sipil）で居住証明書（S K T T）を取得すればN I Kが発行されるとのことです。手続き方法については、在インドネシア日本国大使館ホームページにて紹介します。

（2）予約は、インドネシア保健省の設置する予約サイトから、希望者が必要項目を入力した上で、希望の日時を選択する形式です。在留邦人の1日の受付人数は、最大100名となる見込みです。全体の希望人数に応じて、邦人向け接種期間が決まります。

（3）一度予約すると変更できませんので、予め接種可能な日時を十分に調整した上で、予約する必要があります。

（4）接種会場では、問診票に記入して提出するほか、検温や簡単な健康チェック、医師による問診が行われます。医師は多くが英語で会話ができますが、英語やインドネシア語でのコミュニケーションが困難な方や介添えが必要な方は、通訳等付き添いを同伴しても差し支えありません。なお、問診票の日本語訳や日本語での会場見取り図などを事前に提供する予定ですので活用してください。

（5）2回目の接種時期はインドネシア保健省にて決定されますが、12月頃になるとみられます。対象者には、1回目の接種終了後に通知があります。

（6）ワクチン接種証明書は、接種後に書面で手交されるほか、住民登録番号（N I K）を既にお持ちの方にはアプリ「PeduliLindungi」でもダウンロードできるようになります。

【注意事項】保健省によるワクチン接種では、以下が想定されています。希望される前に熟読して、同意される場合にのみ希望を提出してください。

（1）保健省によるワクチン接種は強制ではありません。御自身の判断で決めてください。ワクチン接種に伴う副反応への対応や健康被害への補償の観点から、当地でのワクチン接種に懸念を有する方は、一時帰国によるワクチン接種を受けることもでき

ますので、御検討ください。

(2) ワクチンの種類について、ジャカルタで接種を受ける方はアストラゼネカ社製ワクチンとなります。地方都市での接種についても、基本的にはアストラゼネカ社製となる見込みです。いずれの場合も、ワクチンの種類は選べません。

(3) 本件ワクチン接種は無料です。被接種者個人がワクチン接種のために金銭を支払うことはありません。

(4) このワクチン接種により副反応等健康被害が生じた場合、インドネシアの社会保険制度の加入者には社会保険庁（BPJS）が、非加入者にはインドネシア保健省が、補償を行うこととなっています。インドネシア保健省は、それ以外にも、個人で加入する民間の医療保険の利用を奨励しています。なお、在インドネシア日本国大使館やその他の在インドネシア公館では補償請求業務は代行できません。

(5) 副反応等が生じ、治療を要すると考えられる場合、インドネシア政府の補償により治療できるのは、公立病院のみと指定されています。御自身で選んだかかりつけ医やその他の病院等医療機関も利用できますが、その場合の費用は自己負担（または個人加入の医療保険負担）となります。

(6) アストラゼネカ社製ワクチンについて、日本政府は、現時点では原則として40歳未満に対して同ワクチンを用いたワクチン接種を行っていません。

6. 保健省によるワクチン接種に関する御相談やお問合せは、以下のメール又は電話のみで受け付けます。（在インドネシア日本国大使館のコロナ相談窓口では受け付けることができませんので御注意ください。）

◇メール：eoj-vaccination@dj.mofa.go.jp

◇電話：+62-21-2276-5195

◇WhatsApp：+62-812-9657-6653

（電話及びWhatsAppの受付時間：ジャカルタ時間の平日（休館日を除く）9:00～12:00、13:00～16:00）

7. このワクチン接種の案内については、インドネシア保健省より、接種を真に必要とする在留邦人等の皆様のみ周知を限定してほしいとの要請があります。在留邦人以外の方に広く宣伝するなど控えていただけますと幸いです。